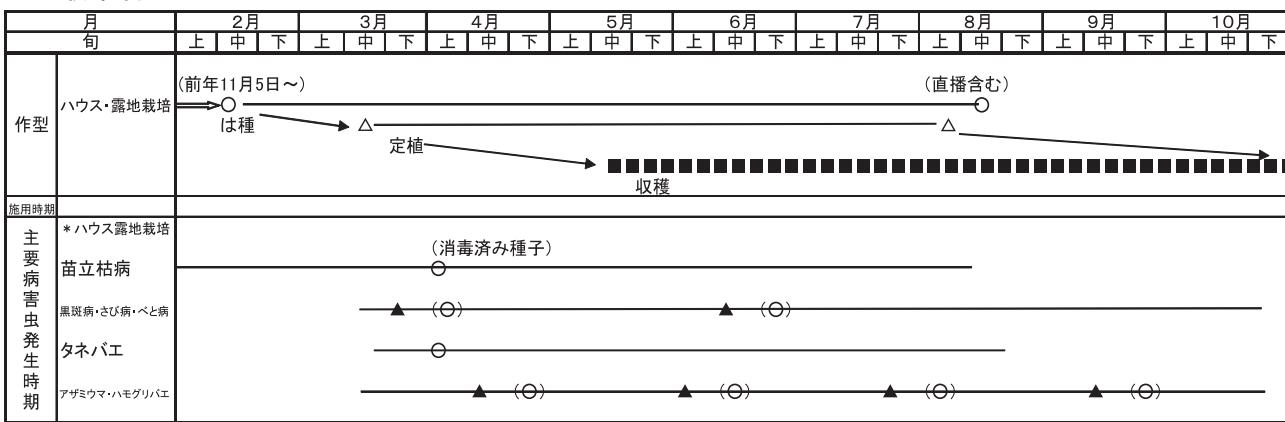


24 小ねぎ

A 栽培管理カレンダー



【凡例】作型図 ○は種、△定植(移植)、■■■■■収穫、▲その他栽培管理法等
主要病害虫発生時期図：——発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)
○同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
 - ・たい肥 (ハウス 4 t /10a、露地 2 t /10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
 - ・ハウスの亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥 1週間以上前に施用、冬期間の被覆ビニール除去

(2) 施肥管理

- 土壤診断による施肥の適正化
 - ・土壤診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

(3) 雑草の防除

- 種草取りによる翌年の雑草発生量抑制

(4) 病害虫の防除

- 発生モニタリングによる効率的防除
 - ・粘着板を用いたネギアザミウマの発生予察による適期防除
- 物理的防除法
 - ・根腐萎凋病対策として、土壤還元消毒法の利用

(5) 植物生育調整剤の使用

- 使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

- 品種によってはさび病が多発するので減農薬には十分注意すること。また、8月下旬から9月以降に発生量が多くなるので注意すること。
- 前年にさび病、べと病が多発した場では、特に注意すること。

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行		使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)	
露地	20.0	18.0	2.0	17.0	3.0	
ハウス	20.0	18.0	4.0	15.0	—	

注1 たい肥1t当たりの窒素換算量は露地が1kg、ハウスが1.5kgとする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。栽培期間が短いことから、たい肥の窒素換算量を年間栽培回数で除して1作当たりの窒素換算量を算出する。

注2 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1tあたりの窒素換算量を2kgとする。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は1年間の施用量が5tを超えないものとする。

注5 露地の場合はたい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤 (種子消毒)	殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計				
							基幹 (種子消毒)	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計		
ハウス・露地	5	(1)	5	1	0	0	11	1	(1)	2	1	4	0	0	0	0	2	6	8

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
ハウス・露地	11/5	8/15	3/15	8/10	5/15	10/31	11/1	8/20	3/10	8/15	5/1	11/5	11/5	8/15	3/15	8/10	5/15	10/31

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合がある。

G 注釈

●土壤診断による施肥の適正化

窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。